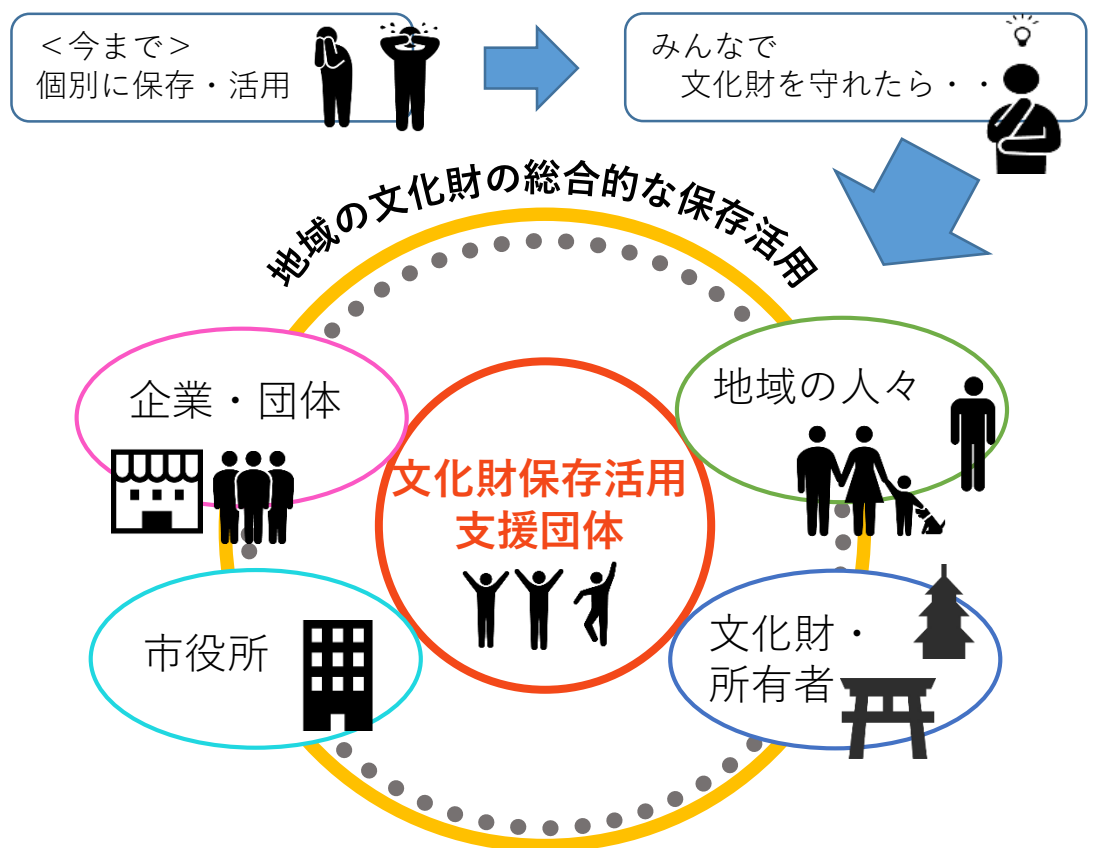


文化財保存活用 支援団体を募集します

地域住民や文化財所有者だけでは、地域のタカラである文化財を次世代へつなげることが難しくなっています。

地域の文化財を守り伝えるためには、文化財を活用し、多くの人に魅力を知ってもらうと共にホンモノの文化財を活かして地域のブランド価値を高めていく事が重要です。そのためには、歴史・文化を守る活動をする民間団体・保存会や企業と小浜市が手をとり合っけて地域全体で取り組みを進めることが求められています。

文化財保存活用支援団体とは、地域の魅力を高める活動を中心となって担う民間団体や企業などを小浜市が指定してその活動をバックアップする制度です。



続きは裏面へ→→

文化財保存活用支援団体とは？

「文化財保存活用支援団体」は、平成31年に改正された文化財保護法で新しく定められた制度。市内の文化財の保存・活用・調査を行う民間団体を小浜市が指定する制度です。

「小浜市文化財保存活用地域計画～おぼまだからできること。～」(令和2年文化庁認定)に基づいて、地域の歴史・文化を守る活動をする民間団体・保存会や企業と小浜市が文化財の保存と活用に取り組んでいくためのパートナーシップを結び、地域の文化財を魅力や地域ブランドを高め、文化財を次世代へ繋ぐための取り組みを進めます。

文化財を活かした地域のまちづくりに興味を持っている団体や保存会、企業の方は小浜市役所文化交流課までお問合せ下さい。

Q&A

Q 支援団体になるメリットは？

- ⇒ 支援団体に指定されると、文化財の保存と活用を行う活動に対して小浜市からアドバイスなどの手厚いバックアップを受けることができる。
- ⇒ 支援団体に指定されると、国の登録文化財として登録されることが適当であると考える時は、小浜市に「文化財の登録の提案」をするように要請できる。
- ⇒ 支援団体への重要文化財や史跡・名勝天然記念物として指定された土地を支援団体へ譲渡する場合は、譲渡所得の課税特例を受けることができる。

Q 1つの文化財を守る活動しかしていないけど支援団体の指定を受けられるのか。

- ⇒ 特定の文化財を守ることに特化した団体でも指定を受けることができますが、市内の様々な文化財や団体と連携して活動することで、より多くの文化財の保存と活用の効果が期待できると考えています。

興味を持たれた方は
小浜市文化交流課まで
ご連絡ください。

